

## 目黒区制施行90周年ロゴマーク使用ガイドライン

### 1 趣旨

このガイドラインは、目黒区制施行90周年ロゴマーク（以下ロゴマークという。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めたものです。

### 2 権利

ロゴマークに関する一切の権利は、目黒区に帰属します。

### 3 使用基準

ロゴマークは使用の目的及び内容が目黒区制施行90周年記念事業の取組の趣旨に即したものであれば、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、どなたでも自由に使用することができます。

- (1) 目黒区の信用やイメージを傷つけるとき、またはその恐れがあるとき。
- (2) 法令または公序良俗に反するとき、またはその恐れのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援または公認しているような誤解を与えるとき、または誤解を与える恐れのあるとき。
- (4) 使用者が反社会的な組織に属しているとき。
- (5) その他区長が不相当と認めるとき。

### 4 使用の中止

「3 使用基準」に反する場合や届出・申請に事実と異なる点、虚偽又は不正があった場合、その他区長が不相当と認める場合は、使用を中止していただきます。

### 5 使用手続き

ロゴマークの使用申請を行ったうえ、目黒区ホームページからダウンロードしてください。

### 6 使用期間

ロゴマークの使用期間は、令和5年3月31日までとします。

### 7 その他

- (1) ガイドラインで定める事項を遵守してください。
- (2) ロゴマークのデザインや色、文字等は変更できません。
- (3) ロゴマークの使用に関して事故・苦情等が発生した場合、ロゴ使用者の責任で必要な措置を講じたうえ、目黒区企画経営課までご連絡ください。

### 8 問い合わせ先

目黒区企画経営部企画経営課企画経営係  
電話 03-5722-9106 Fax 03-5722-6134  
メール kikaku01@city.meguro.tokyo.jp